

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	長野敏彦
同	加来茂幸

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

1 外部監査の種類

包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 特別会計(公営企業会計を除く)における経営事務の管理及び財務の執行について

(2) 外郭団体の運営に関するモニタリング事務について

3 監査の期間

平成21年6月4日から平成22年2月2日まで

4 監査公表の時期

平成22年3月17日(平成22年監査公表第4号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 特別会計(公営企業会計を除く)における経営事務の管理及び財務の執行について

ア 食肉センター特別会計

監査の結果	措置状況
<p>(ア) <u>食肉センター出荷団体貸付金について</u></p> <p>家畜出荷団体Aに対して70百万円の貸付金があるが、貸付に際する審査が「北九州市立食肉センター出荷団体貸付金制度実施要綱」に基づき適正に行われていないため、改善する必要がある。</p>	<p>(保健福祉局食肉センター)</p> <p>指摘のあった貸付審査及び運用について検討を行い、本年6月に対応策を決定し措置済み。</p> <p>貸付については、搬入の実態を踏まえて貸付対象者の要件を見直し、近年の搬入実績を根拠とする貸付上限額の設定を行った。</p> <p>また、年度途中の搬入頭数確認の励行及び年度終了後の使途報告を義務付け、契約の適正な執行について管理することとした。</p> <p>なお、平成20年度及び21年度の使途報告については、それぞれ平成22年3月、平成22年4月に、衛生資材及び飼料の購入、病畜の治療費に使用する等、貸付金が適正に運用されていることを確認した。</p>

イ 中央卸売市場特別会計

監査の結果	措置状況
<p>(ア) <u>関連事業者の便益施設の使用許可について</u></p> <p>関連事業者に対する施設使用料及びそれに伴う電気使用料や水道使用料等の実費負担相当額に滞納が生じている。</p>	<p>(産業経済局中央卸売市場)</p> <p>平成22年1月25日に市場滞納対策会議を設置し、催促しても応じないような業者に対しては、指定期日を設けて「呼び出し状」の送付、支払誓約</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>施設使用許可に当たっては、継続的な使用料の徴収を念頭においてルール作りをする必要がある。</p>	<p>書と支払計画書の提出を求めるなど施設使用料の滞納対策の強化を図り、組織的に取り組むとともに、悪質な滞納者に対しては、撤退勧告を含む滞納対策を行っており、平成22年5月末には最も滞納額が多かった業者が撤退することとなった。</p> <p>また、税理士や弁護士などの専門家と具体的な対応策を協議し、少なくとも年度内には、新たなルールを構築したいと考えている。</p>
<p><u>(イ) 施設使用料を滞納している関連事業者に対する延滞金賦課について</u></p> <p>施設使用料を滞納している関連事業者に対して延滞金を徴収していない。</p> <p>また、徴収しないことについて決裁等適切な手続もなされていないので、改善する必要がある。</p>	<p>(産業経済局中央卸売市場)</p> <p>使用料等の滞納に係る監督処分等の事務処理を定めた要綱の策定を検討しており、併せて、年度内には延滞金の取り扱いも明確にしていく予定である。</p>

ウ 競輪、競艇特別会計

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>(ア) 資産管理について</u></p> <p>実地棚卸によって判明した所在が不明な備品を廃棄処理しているが、いつの時点で不明になったのかが明らかでない。</p> <p>組織体制に見合った合理的な基準を設け、適時に適切な棚卸を行うルール作りが必要である。</p>	<p>(産業経済局管理課)</p> <p>年1回の備品確認に加え、特に高額な備品については、四半期毎のたな卸しを行う。</p> <p>また、機能劣化等により廃棄処分を行った場合は、遅滞なく台帳上の処理を行うなど、備品の管理を徹底する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(イ) <u>指定席券販売の現金収納について</u></p> <p>若松競艇の指定券の販売事務に関し、販売代金のすべてが回収されたことを検証できる体制の整備が必要である。</p>	<p>(産業経済局管理課)</p> <p>指定座席券の販売代金すべてが回収されたことを検証できる体制として、管理帳票である入場人員表を担当従事員、事務所職員等の複数が確認印を押印する様式に改めた。</p> <p>また、指定座席券を事務所において厳格に管理し受け払いをすることとした。</p> <p>さらに、ロイヤル席座席券として新たに1,500円券を作成した。</p>

エ 港湾整備特別会計

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>委託契約の予定価格積算における一般管理費について</u></p> <p>委託契約の予定価格に関する積算において一般管理費を10%と設定しているが、他の事業の基準等を参考にして妥当性を検証し、客観性を確保する必要がある。</p>	<p>(港湾空港局港営課)</p> <p>業務委託については、その内容が多岐にわたるため、一律な一般管理費の料率の規定がない。</p> <p>そのため、特命随意契約を行う相手方の見積りを参考として一般管理費の料率を設定していた。</p> <p>本業務委託は平成23年度契約から競争入札への移行を予定しているため、一般管理費の料率については、検討を行っているところであり、その設定については他の委託業務を参考とする予定である。</p>
<p>(イ) <u>貸付料の消費税及び地方消費税について</u></p> <p>普通財産の貸付において消費税等を徴収していない事例が見られたので、</p>	<p>(港湾空港局港営課)</p> <p>平成20年6月4日付財政局長通知以降、適切な処理に是正している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>もれなく徴収するよう改善する必要がある。</p>	
<p>(ウ) <u>使用料の減免申請について</u> 所定の承認手続をとらずに使用料を減免しているケースがあるので改善する必要がある。</p>	<p>(港湾空港局港営課)</p> <p>利用促進等政策的な目的の下に、港湾施設使用料の減免を行う場合は、対象となる使用者が数多く、また使用申請の都度、減免申請を行う必要があるため、使用者及び市双方ともに手続きが煩雑となる。</p> <p>今回の指摘においては、こうした実態を踏まえ、事務効率を阻害しない工夫を図り、合規的な対応を求められているところである。</p> <p>したがって、今後、利用促進等を目的とした、政策的な減免を実施する(継続を含む)場合には、使用者の手続きを簡素化するため、各団体(港運協会等)が団体所属者(使用者)を明記した上で包括的な減免申請を行い、当該申請への承認を行う手続とすることで、事務の効率化を図りたい。</p> <p>ただし、申請方法の変更など、使用者への周知が必要となるため、平成22年度中に準備を進め、平成23年4月からの対応としたい。</p>

オ 駐車場特別会計

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>備品の管理台帳について</u> 備品一覧表と備品カード間での備品名の不一致や、廃棄した備品カードの</p>	<p>(建築都市局都市交通政策課)</p> <p>改めて備品一覧表と備品カードの突合せを行うとともに、購入に伴う事務</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
再使用が見られたので、混乱が生じないよう適切に管理する必要がある。	手続きが誤りなくできるよう、手順書や連絡表等を整備する。

カ 母子寡婦福祉資金特別会計

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>母子寡婦貸付システムにおけるセキュリティ管理について</u></p> <p>当該特別会計の扱う個人データの管理に関し、「北九州市情報セキュリティに関する規程」第10条に反する事例が見受けられたので改善する必要がある。</p>	<p>(子ども家庭局子育て支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン起動時及び母子寡婦貸付システム起動時にそれぞれ別のパスワードを設定し二重に管理を行う。 ・バックアップ用DATの管理台帳を整備し、鍵付のキャビネットに保管する。 <p>など、セキュリティーを強化した。</p>

キ 産業用地整備特別会計

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>貸付資産について</u></p> <p>賃貸している土地があるが、適時に貸付台帳を整備する必要がある。</p>	<p>(産業経済局誘致課)</p> <p>土地貸付台帳は平成21年4月1日付で作成済であり、今後も土地貸付の際には、速やかに土地貸付台帳を作成する。</p>

ク 臨海部産業用地貸付特別会計

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>貸付台帳の整備について</u></p> <p>貸付台帳に「北九州市公有財産管理規則」で定められた関係図面の添付がなされていないので添付する必要がある。</p>	<p>(港湾空港局立地促進課)</p> <p>指摘を受け、貸付台帳については、関係図面を添付するよう改善を行った。</p>

(2) 外郭団体の運営に関するモニタリング事務について

ア 財団法人国際東アジア研究センター

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>補助金審査における規定準拠性の検証について</u></p> <p>決算数値あるいは補助金精算額の内訳となる給与等の計算結果について、基準に準拠しているかという点からの事務検査は特になされていない。</p> <p>補助金の大半を占める人件費のチェックは、補助金審査において、特に重要であり、中でも規定に従った支給がなされているか、あるいは当該法人が準拠性テストを行っているか、所管局の補助金精算事務の一業務として確かめる必要がある。</p> <p>金額的重要性を加味しながら有効かつ効率的な審査事務をされたい。</p>	<p>(企画文化局国際政策課)</p> <p>給与支払いについて、給与台帳の確認を行い、市の基準に従って算出されているか確認を実施した。(平成22年2月)</p> <p>今後は決算後に経理書類を実査する際実施する。</p>
<p>(イ) <u>預金、有価証券等有価物の期末実査について</u></p> <p>所管局によって会計帳簿と銀行残高証明や証券等の写しとの照合がなされているものの、現物との実査照合が行われていない。</p> <p>派遣職員でなく所管局の担当者が、決算などの適当な時期に定期的に有価物の現物実査を行い、当該団体の管理担当者の事務に対する牽制を行う必要がある。</p> <p>また、実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残す</p>	<p>(企画文化局国際政策課)</p> <p>会計帳簿、銀行の残高証明及び有価証券等の現物を確認し、確認した旨を台帳に記録として残すとともに、写しを入手し確認照合作業状況を記録として残した。(平成22年2月)</p> <p>今後は決算後に経理書類を実査する際に、会計帳簿と銀行残高証明や証券等の写しとの照合を実施する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>などして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。</p>	

イ 財団法人北九州国際交流協会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>現金実査等について</u> 所管局では4月上旬に当該団体に対し実地監査を行い、実施した監査の概要、発見された問題点の概要等を記載した「監査等実施報告書」を作成している。 ただし、所管局の監査では、現金の実査がなされていないので、実施することが必要である。 例えば当該団体では実査を行っているので、それに立会うことが考えられる。 また、預金に関し金融機関の残高証明書が入手されていないので、当該団体入手させるか、場合によっては所管局が直接入手することも検討する必要がある。</p>	<p>(企画文化局国際政策課) 現金を実査し確認を行った。今後も継続的に現金の実査を実施する。 また、残高証明書は団体が毎年3月31日時点で取得していたため、確認を行った。(平成22年2月)</p>
<p>(イ) <u>理事の変更登記について</u> 平成20年度において、理事の変更登記が2週間以内になされていないケースがあった。 寄付行為第17条第6項には、「理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。」と規定されている。 所管局の指導が必要である。</p>	<p>(企画文化局国際政策課) 所管課から団体に対して、今後このような遅れが発生しないように指導を行った。(平成22年2月)</p>

ウ 北九州市土地開発公社

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>預金等の期末実査について</u> 所管局による、会計帳簿と通帳や証券との実査照合は行われていない。 確かに当該団体には市からの派遣職員が管理事務に従事しているが、外部としての所管局による監督が必要である。 決算などの適当な時期に定期的に有価物現物の実査を所管局の担当者が行い、法人の管理担当者の事務に対する牽制を行う必要がある。 また、実査の実施にあたっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。 なお、これに関連して指導・監督の観点から、当該団体の預金管理における内部統制についても所管局が定期的に整備運用状況を確認する必要もある。</p>	<p>(財政局財産活用推進課) 今回の指摘を受けて、今後、次のとおり対応することとした。 1 決算監査にあたり、担当係長及び担当者において、事前調査を行う。 2 全ての預金について、一覧表にチェックをしながら通帳、定期預金証書及び残高証明書との照合を行い、コピーを提出させる。 3 会計資料の内容だけでなく、通帳及び証書の保管方法や、インターネットバンキングによる手続き方法等についても確認する。 平成 2 1 年度決算より実施</p>

エ 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>預金、有価証券等有価物の期末実査について</u> 所管局は、現金、通帳、証券の実査及び会計帳簿との照合を行っていない。 当該団体には市からの派遣職員が管</p>	<p>(子ども家庭局男女共同参画推進部) 平成 2 1 年度の期末実査から現金・預金、証券の実査及び会計帳簿との照合を行った。 実査の実施にあたっては、原本を閲</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>理事務に従事しているが、外部監督者としての所管局による牽制と検証が必要である。</p> <p>具体的には、現金の実査、預金の通帳実査を行う必要がある。</p> <p>また、実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡（マークなど）を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。</p> <p>現預金の実査について現金実査や預金残高の確認をする際には、現金有高や銀行残高証明書と照合し、その証跡を残すことが望ましい。</p> <p>外部預けの有価証券類についても必ず残高証明書の原本を確認し、その証跡を残すことが望ましい。</p>	<p>覧の上、必要に応じてコピーを入手し、実査した日付を付し、外郭団体経理担当者と所管局経理担当者の押印を残し、後日の証拠となる調書を作成することとした。</p>

オ 財団法人北九州国際技術協力協会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>(ア) 理事会の運営について</u></p> <p>財団法人北九州国際技術協力協会寄付行為第11条によると、「この法人の毎事業年度開始前に理事会の決議により定め、事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2月以内に、その事業年度末の財産目録と共に、監事の監査を得て、理事会の承認を得なければならない。」とあり、理事会は最低2回は開くことが定められている。</p>	<p>(環境局環境国際戦略課)</p> <p>理事会の開催については、寄付行為のとおり年2回開催するよう、公文書にて通知済みであり、財団法人北九州国際技術協力協会からも今年度(H22)より是正するとの回答を得ている。</p> <p>監事の理事会への出席については、6月の決算理事会で3名全員出席した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>理事会は年に1回しか開催されていないので、この寄付行為に違反していることになる。</p> <p>4月から事業が開始している事を考えると、承認なしの予算が每期、執行されていることになり、業務管理上問題がある。</p> <p>また、理事会への監事の出席も平成21年6月23日の理事会では代理人のみ1名の出席となっている。</p> <p>これでは監査を十分に行えないのではないかと考えられる。</p> <p>予算理事会、決算理事会など、適当な時期に複数回の理事会が寄付行為どおり開催されるよう、所管局は当該団体に指導する必要がある。</p>	
<p>(イ) <u>預金、有価証券等有価物の期末実査</u>について</p> <p>所管局は、現金、通帳、証券の実査及び会計帳簿との照合を行っていない。</p> <p>当該団体には市からの派遣職員が管理事務に従事しているが、外部監督者としての所管局による牽制と検証が必要である。</p> <p>具体的には、現金の実査、預金の通帳実査、手許保有有価証券の実査を行う必要がある。</p> <p>通帳や有価証券の実査は原本の閲覧が必須である。</p> <p>預金については、金融機関の残高証</p>	<p>(環境局環境国際戦略課)</p> <p>現金の実査、預金の通帳実査、手許保有有価証券の実査及び金融機関の残高証明書を当該団体に提示させ、実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付し、金額照合作業を行った形跡を紙面に残す方法へ変更した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>明書を当該団体に入手させるか、場合によっては所管局が直接入手することも検討すべきである。</p> <p>また、実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡（マークなど）を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。</p>	
<p>（ウ）<u>財務情報の公開について</u></p> <p>当該団体のホームページ上では財務情報については一切開示がない。</p> <p>所管局は財務情報を開示するよう指導する必要がある。</p>	<p>（環境局環境国際戦略課）</p> <p>財務情報については、北九州市HPで外郭団体として公開されている。</p> <p>団体ホームページでも公開するよう指導した。</p>

カ 財団法人北九州市環境整備協会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>（ア）<u>財務情報の公表について</u></p> <p>財団法人北九州市環境整備協会のホームページ上の財務情報は平成21年9月現在、平成19年度のものであるが、所管局は平成20年度の財務情報を早期に掲載するように指導すべきである。</p>	<p>（環境局業務課）</p> <p>財務情報については、平成19年度分から財団ホームページ上に掲載しているが、平成21年9月現在で、未更新になっているとの指摘を受けたため、財団に指導し、平成21年10月に最新の情報に更新した。</p> <p>今後は、理事会で承認後、速やかに公表する。</p>
<p>（イ）<u>引っ越しごみの領収書について</u></p> <p>引っ越しごみは現金で徴収する。</p> <p>また担当者が、相手先名の入った領収書の正控の二枚の機械発行の用紙を持参する。</p>	<p>（環境局業務課）</p> <p>不正リスクをなくすため、平成21年10月1日から、カーボン用紙を使い、複写式に改めた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>一方、金額は担当者が現場で正控共に手書きしている。</p> <p>よって作為的に控えの金額を過少に記載すれば、差額を着服できる余地がある。</p> <p>したがって、例えば、複写式で正副伝票を発行できるようにする等、不正リスクへの対処を検討すべきである。</p> <p>引越しごみは現金で徴収するのだが、その領収書は正控両方を手書きにするのではなく、カーボン用紙等で複写式にすべきである。</p>	

キ 財団法人北九州産業学術推進機構

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>理事の変更登記について</u></p> <p>理事の変更登記が2週間以内になされていない。</p> <p>寄付行為では2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出ることにしている。</p> <p>これは、非常勤の理事が多いことから登記申請に必要な理事会議事録の押印が遅れたことが理由ではないかと考えられるが、他の同様の事情にある外郭団体でも期限内に登記がなされている。</p> <p>所管局は所定の期限内に登記がなされるよう指導する必要がある。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>変更登記について、財団法人北九州産業学術推進機構の関係者と協議を行い、理事会終了後、2週間以内に登記するよう指導した。</p>

ク 北九州市道路公社

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>財務情報の公表について</u> 所管局は北九州市道路公社に対して、ホームページに事業報告書を早期に掲載するように指導すべきである。</p>	<p>(建築都市局都市交通政策課) 今年度から北九州市長へ決算報告後、早期にホームページに掲載するよう指導した。</p>
<p>(イ) <u>決算承認理事会について</u> 決算を、毎期末から2ヶ月以内に理事会で承認しているが、監事の監査はその約2ヶ月後に行われている。 しかしながら、監査は決算が適正に行われたどうかを監事が意思表示するものであるから、理事会は、監事の監査を受けた財務諸表を対象として承認するか否かを決議すべきである。 したがって、所管局は、決算理事会の事前に監事監査を受けられるように、決算日程を見直すよう当該団体に指導する必要がある。</p>	<p>(建築都市局都市交通政策課) 今年度から監事の監査を受けた後、決算理事会を開催するよう指導した。</p>
<p>(ウ) <u>理事会の承認のない決算について</u> 平成18年度決算については、理事会の承認を得ていない。 所管局は、当該団体に必要な決算承認を得るよう指導する必要がある。</p>	<p>(建築都市局都市交通政策課) 平成19年度以降は理事会の承認を得ており、今後も決算承認を受けよう指導した。</p>

ケ 北九州貨物鉄道施設保有株式会社

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>固定資産台帳の整備について</u> 北九州貨物鉄道施設保有株式会社は多額の固定資産を有しているにも拘らず、固定資産台帳等帳簿管理を行っていない。</p>	<p>(港湾空港局計画課) 北九州貨物鉄道施設保有株式会社において、平成21年12月に「固定資産管理事務規程」を定め、管理帳簿として『固定資産原簿(減価償却内訳明</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>これに対して現在は、所管局においても決算額で資産等の増減事由を確かめるに留まっている。</p> <p>台帳等会計帳簿による固定資産管理は、決算書の正確性や整合性の検証等の手続を行うためのものだけでなく、固定資産税や償却資産税等経費の管理、修繕計画等資金（借入金返済）の管理にも非常に関係するため経営上、重要である。</p> <p>所管局は当該団体に対し関係帳簿の整備を指導し、定期的に管理状況を監督する必要がある。</p>	<p>細書）』を作成して固定資産を管理することとした。</p> <p>所管課は、年４回の取締役会の際に、事前にと締役会資料等のチェックのため、北九州貨物鉄道施設保有株式会社による事前説明の場を設定しており、今後はそれらの機会等をとらえて、上記『固定資産原簿（減価償却内訳明細書）』を定期的に確認していくこととする。</p>
<p>（イ）<u>長期的経営のモニタリングについて</u></p> <p>所管局では門司貨物拠点整備における収支試算を入手している。</p> <p>この表では借入金の完済見込が営業３０年目の平成４３年度に、累計で黒字化する時期の見込は営業１８年目の平成３１年度となっている。</p> <p>現行スキームでは、固定資産をＪＲ貨物(株)に処分することで対応する予定であったが（平成４３年度）、平成１９年度より着手した鹿児島線（北九州・福岡間）鉄道貨物輸送力増強事業に係る借入金で平成５２年度の完済と長期化する見込みであるため、門司貨物拠点整備事業の返済期間についても今後見直しを行い、利益や減価償却費で返済する計画期間を設定する</p>	<p>（港湾空港局計画課）</p> <p>門司貨物拠点整備事業に係る借入金返済期間（現行：平成４３年度まで）については、所管課及び北九州貨物鉄道施設保有株式会社、株主、役員で協議を進め見直ししていくこととする。</p> <p>また、所管課は、北九州貨物鉄道施設保有株式会社による債務返済の計画的かつ確実な履行について、これまで以上に、年４回の取締役会の機会などをとらえて、随時確認を徹底していくこととする。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>予定である。</p> <p>一方、貸付料の改定や施設の修繕を考えると資金繰りが厳しくなるリスクもある。</p> <p>ここで、市の責任は法的には出資に限定されるが、株主間の利害対立の結果、債務返済の責任を負う可能性もある。</p> <p>そのため、長期的経営の視点から所管局がモニタリングをすることが望ましい。</p>	

コ 財団法人北九州市学校給食協会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>補助金の精算確定手続について</u></p> <p>市は財団法人北九州市学校給食協会に対して協会運営経費見合いの補助金を交付している。</p> <p>補助金の精算確定手続において、使途となった管理経費や人件費の裏付け資料との照合等の検証を行っていない。</p> <p>これは、補助金の精算確定時期が決算時期と重複し、決算時に入金や支払伝票、領収書などの会計帳簿を預金通帳の突合を行っていることに加え、日々のお納のチェックは事務局長（市からの出向者・係長級）が行っているからとのことである。</p> <p>しかしながら、出向者といえども当該団体の一職員の立場で決算を行って</p>	<p>(教育委員会学校保健課)</p> <p>平成22年度より、学校保健課職員が決算時期に加え、補助金の精算確定時期においても、会計帳簿や預金通帳を突合するなど、管理経費や人件費関係支出の確実な検証を行っている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
おり、外郭団体は組織的にも十分でない面もあるから、牽制的な趣旨からは外部の所管の職員が検証手続を行う必要がある。	

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

(1) 特別会計（公営企業会計を除く）における経営事務の管理及び財務の執行について

ア 国民健康保険特別会計

監査の結果（意見）	措置状況
<p>(ア) <u>滞納要因分析と対策の検討について</u></p> <p>現年度賦課分の国民健康保険料のうち、年平均17億円が滞納され翌年度以降に繰り越されている。</p> <p>滞納保険料について詳細な要因分析を行い、収納額を増やすための有効な対策を策定することが望ましい。</p>	<p>(保健福祉局保険年金課)</p> <p>滞納世帯の傾向を把握するため、滞納世帯を所得段階別、滞納額別、調定額別に分類している。</p> <p>現行国保システムの性能上、これ以上の詳細な要因分析は実施することが難しい状況であるが、現在のデータを積極的に活用し、保険料収納率の向上を図るため、「平成22年度国民健康保険料収納率向上対策」を策定する予定である。</p> <p>その中で収納強化対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話及び文書による催告や臨戸訪問の実施 分割納付誓約の履行徹底 コールセンターによる初期滞納者に対する納付勧奨の実施 口座振替利用の推進 市税事務所との連携による悪質滞納者への対応（徴収事務移管） 財産調査、滞納処分の強化 <p>を実施し、収納額の増加を図る予定である。</p> <p>特に、 の対象者を選定する段階において、上記データを積極的に活用して収納確保に努める予定である。</p> <p>また、社会保険取得者の資格喪失届</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
	<p>出勤奨や所得減少世帯に対する減免申請指導など資格確認・適正賦課対策もあわせて実施し、滞納繰越額の低減を図る予定である。</p> <p>なお、平成22年8月稼働予定の新システムは、収入減や納付意識の欠如、失業などの要因別に世帯数、滞納金額を把握できる機能を持つため、安定稼働後はより詳細な要因分析を行い、要因に即した有効な収納強化対策を策定する予定である。</p>

イ 食肉センター特別会計

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p><u>（ア）事業の存廃、形態変更等に係る検討について</u></p> <p>北九州市食肉センターの、今後の大きな設備更新には慎重な検討が望ましい。</p> <p>また、食肉センター事業の公益性を測定した上で、存続、廃止ないし折衷的各案の経済性と衡量し、意思決定を行うことが望ましい。</p>	<p>（保健福祉局食肉センター）</p> <p>食肉センターのあり方については、大規模設備投資が必要な時期を目途に検討していきたい。</p>

ウ 中央卸売市場特別会計

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p><u>（ア）中央卸売市場の中長期経営計画の策定について</u></p> <p>市場のあり方を検討するために中長期経営計画の策定を行うことが望まれる。</p>	<p>（産業経済局中央卸売市場）</p> <p>平成20年3月に、「北九州市中央卸売市場のあり方研究会」から提言を受けている。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
	<p>その中で、市場機能を高めるため、特に緊急に整備が必要な施設として、6項目が掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールドチェーンの充実 ・低温卸売場、冷蔵庫 ・配送スペースの整備 ・荷捌き施設の屋根掛け ・活魚槽の整備 ・まぐろの解体処理施設の整備 <p>6項目の整備については、民間活力の導入も含めた整備手法を工夫した上で、平成26年度までに順次整備を行いたいと考えている。</p> <p>また、市場の施設整備については、平成23年度からの第9次中央卸売市場整備計画に盛り込むなど、中長期経営計画の策定に取り組んでいく。</p> <p>なお、現在のように変遷の速い時代には、長期的な視点による市場のあり方について、社会情勢の変化、本市の状況、国や他市場の動向などを見極めながら慎重に対応していく必要があると考えている。</p>
<p>(イ) <u>公益性の検討について</u> 市場の存在意義について公益性の観点から検討することが望ましい。</p>	<p>(産業経済局中央卸売市場)</p> <p>市場は、集分荷・物流機能を持つとともに、食料の安定供給や食材の安全・安心を監視するなど公益性の観点を維持するという存在意義に加えて、市場自体に多くの雇用を確保するという観点からの存在意義もある。</p> <p>一方で、市場を通じた取扱量は全国</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
	<p>的に減少傾向にあり、そのあり方については、引き続き検討していく。</p>
<p>(ウ) <u>設備更新負担のシミュレーションについて</u></p> <p>将来的に施設の投資、維持にかかる経費をシミュレーションし、中長期的に見て市場の機能を維持することが適切かどうか資金負担面から分析することが望ましい。</p>	<p>(産業経済局中央卸売市場)</p> <p>平成22年度に施設整備の前段として、水産棟、青果棟などの耐震診断を行う。</p> <p>当面は、アセットマネジメントの考え方により既存施設の保守管理を行い、出来るだけ長く施設を使用していく。</p> <p>全体整備については、その方向性として、国の動向など見極めながら、必要規模、時期、費用負担を含めて慎重に検討を進める。</p>
<p>(エ) <u>市場使用料の検証について</u></p> <p>使用料の計算基礎となる卸売金額や物品販売金額は徴収する使用者の申告に基づくものであり、使用者の誠実性に依存している面がある。</p> <p>使用料算出の計算の検証を行う等の牽制を行う必要がある。</p>	<p>(産業経済局中央卸売市場)</p> <p>市としては、使用者が農林水産大臣に提出する事業報告書や、市が中小企業診断士に依頼する使用者の財務内容の診断書などにより、使用者の申告に対する正確性・信頼性は確保している。</p> <p>なお、平成21年度に実施した卸業者、仲卸業者の財務診断において、特定の日を指定して、取扱金額について抜き打ち調査を行ったところ、日々報告されている取扱金額の数値と合致しており、報告される数値は正確であると確認できている。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>(オ) <u>市場利用者の便益施設について</u> 市場利用者の便益施設のあり方を検討することが望ましい。</p>	<p>(産業経済局中央卸売市場)</p> <p>関連商品売場棟（市場利用者の便益施設）は、市場内関係事業者である出荷者、売買参加者、買出人、その他の市場の利用者に便益を提供する施設である。</p> <p>関連商品売場棟の利用者が少なく、施設に活気がないのは、市場外取引の増加や生産・出荷量の減少、人口減少などを要因とする生鮮食料品の取扱量の減少により、市場内関係事業者が減少していることが原因であると考えている。</p> <p>取扱量の減少は、全国的な傾向であり、今後も続くと考えている。</p> <p>また、中央卸売市場は、生鮮食料品の確保や、公正な価格の形成を目的としているため、国から原則として「市場内小売行為の禁止」、「一般消費者の自由な出入りの制限」を求められている。</p> <p>一方で、「北九州市中央卸売市場のあり方研究会」のニーズ調査結果によると、関連商品売場棟の事業者は、「関連棟を活性化する手段として一般市民の利用拡大」を求めている。</p> <p>そのため、現在、本市場では特例として、市場取引がほぼ終了する午前10時から「一般開放」を実施しているが、さらに開放時間を早めることが可能か否か、年内にも市場内関係事業者の意見の調整を図っていく予定であ</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
	<p>る。</p> <p>また、関連商品売場棟の事業者に経営努力を求めるとともに、市としても、平成22年11月7日(日)に開催する「開設35周年記念 市場まつり」や毎月第2金・土曜日に開催する大売出し「あさタウン」など関連事業者による取り組みを様々な機会を利用してPRを行い、関連商品売場棟の活性化に努めていきたい。</p>

エ 渡船特別会計

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>若戸航路の新船建造に伴う長期的な意義の検討について</u></p> <p>市では、現在、新船建造の予算措置を行っているが、若戸航路において、離島航路と同様に生活に不可欠なものであるが、今一度公益的な存在意義を検討することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局渡船事業所)</p> <p>今回の新船建造は、現在運航している「第17わかと丸」が建造から22年経過し、老朽化が激しく、安全運航上問題があることやそのまま使い続けると、維持管理経費が嵩むことから実施することとした。</p> <p>また、今回の「新船建造」は国庫補助金の活用を行い、将来的にも渡船特別会計への負担を大きくしないよう努めた。(補助率: 5.5/10)</p> <p>しかし、若戸航路の利用者数は年々逡減傾向にあり、平成16年7月に「渡船事業経営改善委員会」より提言を受け、経営改善に取り組んできたが、渡船事業の経営は苦しい状況が続いている。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
	<p>一方で、歩行者や自転車利用者が洞海湾を渡る手段がないという特殊性などあることなどから、経営状況だけで若戸航路の存廃を判断するのは難しい状況である。</p> <p>今後については、平成24年度(2012年)に「新若戸道路」が開通予定であり、若戸渡船利用者数にも大きく影響が考えられるので、その動向も注視しつつ、若戸渡船のあり方を検討していきたい。</p>

オ 競輪、競艇特別会計

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>長期的経営のモニタリングについて</u></p> <p>小倉競輪の本場開催収入は近年著しく減少しており将来の収入見通しも厳しい。</p> <p>他方で競輪場のあるメディアドームの整備投資に対する市債償還は毎年度10億円規模で続くため、特別会計の経営管理上、長期的経営をモニタリングできる収支見込の数値設定が重要ではないかと思われる。</p>	<p>(産業経済局管理課)</p> <p>長期的経営のモニタリングに関しては、これまでも「長期収支見込」を作成することにより実施してきた。</p> <p>この「長期収支見込」については、予算、決算時の資料としての作成のほか、売上状況に応じ年数回の作成を行い、5年から10年の中・長期的な収支状況や収益率の推移について分析を行っている。</p> <p>今後は監査意見にあるような多様な角度からの数値設定を加え、新たな経営改善に係る施策検討にも活用していく。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(イ) <u>存廃議論と開示について</u></p> <p>競輪、競艇事業の収入の減少は避けられない状況にある一方、公債償還を含めた支出低減にも限界があるため、存廃の議論を開始する明確な基準となるべく財務コベナントを設定し目標の徹底管理を行うことが望ましい。</p>	<p>(産業経済局管理課)</p> <p>「長期収支見込」に基づく収支状況や収益率の推移を中・長期的に分析することで、これまでも経営の健全性確保に努めてきた。</p> <p>また、こうした分析に基づく経営改善の効果も現れ、平成20年度からは一般会計への繰出しも行える状況に回復している。</p> <p>監査意見にあるとおり、長期的な売上減少の傾向から、当面は厳しい経営環境が続くことが想定されるが、存廃の議論については、公営競技の意義を踏まえたうえで、今後、長期的経営のモニタリングのより一層の充実を図る中で検討していきたい。</p>
<p>(ウ) <u>プロモーションの費用対効果について</u></p> <p>委託の中にイベント、ファンサービスのプロモーションがあるが、費用対効果を検討することが望ましい。</p>	<p>(産業経済局管理課)</p> <p>今後は実施結果と各データを検証するとともに更なる無駄を省いて、費用対効果を常に念頭に置きながら施策を継続していく。</p> <p>なお、本年度は、女性ファン・家族連れをターゲットにした「フリーマーケット」「道の駅」等新規企画のイベントを実施し、メディアドームというほかの競輪場とは違った特色ある快適な施設を有効利用し、他場との差別化を意識したファンサービスの充実に取り組んでいく。</p>

カ 港湾整備特別会計

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>財産の管理について</u> 港湾台帳と現物との定期的な照合を行う必要がある。 また、財産情報をデータベース化し活用することが望まれる。</p>	<p>(港湾空港局港営課)</p> <p>1 これまでも、必要に応じて港湾台帳と現物との照合を行ってきたところであるが、今後は港湾台帳の正確性をより高めるための定期的な現地調査の方法を検討したい。</p> <p>2 現状では、データベース化に伴う費用を確保するのは厳しい状況だが、データベース化の必要は認識しており、今後システム導入費用やメンテナンス費用の予算が確保できれば、データベースを含めたシステム化を検討したい。</p>
<p>(イ) <u>使用料の減免申請について</u> 使用料の減免による利用促進等の効果分析を行うことが望ましい。</p>	<p>(港湾空港局港営課)</p> <p>これまで、他港の航路誘致減免に対抗するなど政策的な必要性から、荷さばき地等の施設使用料を減免してきたが、その効果については十分に検証していなかった。</p> <p>したがって、今後は、減免適用前後の利用実績や収入金額により、その効果を検証するとともに、必要に応じて、減免が終了した場合の影響について、使用者に対し意見を求めることにより、減免による効果を総合的に検討することとしたい。</p> <p>具体的には、減免を行った施策の効果を平成22年度に検証し、平成23年度以降に減免を継続するか否かの判断材料としたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ウ) <u>収入未済債権の管理について</u> 港湾情報システムでは延滞金の時点表示機能があるが、当該機能を活用し、督促状等に別書きで時点計算も表示することが望ましい。</p>	<p>(港湾空港局港営課) 督促状・催告状発行時点における延滞金額を目安として表示することは、延滞金が、使用料を納付した時点で算出される性格上、表示した目安の金額と、実際に請求される金額に差異が発生し、使用者に誤解を招く恐れがある。 そのため、延滞金額の目安の表示ではなく、延滞金額の計算方法について、使用者にわかりやすく表示するよう措置する予定である。</p>

キ 駐 車 場 特 別 会 計

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>回数券の管理について</u> 所管局は回数券の受け払いや残高のチェックを行うことが望まれる。</p>	<p>(建築都市局都市交通政策課) 毎月15日(土日、祝日の場合は翌開庁日)に職員が現地にてチェックを行う。</p>

ク 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>包括外部監査における指摘事項に対する対応について</u> 平成11年度の包括外部監査において、貸付金残高が把握できるシステムへの改修に関する意見が提出されている。 いくつかの理由から改修が延びているが、費用対効果を考慮した上で早期にシステムを改修する必要がある。</p>	<p>(子ども家庭局子育て支援課) これまで、指摘事項への対応はできていないが、本市業務のシステム導入等についての協議を行う高度情報化調整会議にシステム提案を行うなど、その解決に向けての取り組みは、行ってきた。 今後、現行システムのリース契約が終了する平成25年3月までに、指摘</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
	<p>事項への対応を含めた新たな母子寡婦福祉資金貸付業務システムを構築し、4月から稼働させる予定（平成23年度より新たなシステムの構築に取り組む予定）。</p>
<p>(イ) <u>リスクマネジメント</u>について データのバックアップが月に3度しか行われていないので、少なくとも週に一度はバックアップを取ることが望ましい。</p>	<p>(子ども家庭局子育て支援課) 週に1度バックアップを行うこととした。</p>
<p>(ウ) <u>個人情報の保護</u>について システムを構築した会社の担当者に対し、「北九州市情報セキュリティに関する規程」を提示することが望まれる。</p>	<p>(子ども家庭局子育て支援課) 「北九州市情報セキュリティに関する規程」の内容を全て盛り込んだ契約を行っているが、今後は、その意義と内容について周知徹底する。</p>
<p>(エ) <u>債権の分類</u>について より効率的、効果的な回収を図るために、債権の分類やランク分けを現状のものより詳細に行うことが望ましい。</p>	<p>(子ども家庭局子育て支援課) 平成25年4月以降に予定している「総合滞納整理システム」移行に合わせて、債権の分類やランク付け等による効率的、効果的な債権の回収方法を検討する。</p>
<p>(オ) <u>不納欠損処理</u>について 債権の正確な状況を把握するため、また、債権管理に関する事務コストの軽減を図るために、一定の基準を設けた上で適時に不納欠損処理を行うことが望ましい。</p>	<p>(子ども家庭局子育て支援課) 法的な問題等を確認の上、他自治体の取り組み状況も踏まえ、検討する。</p>
<p>(カ) <u>システム要件</u>について 貸付システムの構築に関し、契約先の選択の幅を持たせることが望ましい。</p>	<p>(子ども家庭局子育て支援課) 新たなシステムの構築にあたっては、入札や企画提案方式等により競争性を高め、選択の幅を持つよう検討する。</p>

ケ 廃棄物発電特別会計

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>特別会計に係る損益計算について</u></p> <p>売電事業の経済性、効率性を明確にするため、別途、損益収支計算を実施することが望まれる。</p>	<p>(環境局施設課)</p> <p>現行の収支計算書と並行して、外部監査人の意見による損益収支計算を年度毎の売電比率を考慮のうえ実施し、内容の比較検討を行う。</p>
<p>(イ) <u>損益計算における売電比率について</u></p> <p>売電比率は、建設当初における理論的な発電量と売電見込み量を基礎として算定されている。</p> <p>売電比率は各年度の発電量により変動し、年度の損益に与える影響も大きいため、「損益収支計算」に、年度ごとの売電比率を考慮し計上することが望まれる。</p>	

コ 介護保険特別会計

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>滞納要因分析と対策の検討について</u></p> <p>現年度賦課分の介護保険料のうち、年平均3億円が滞納され翌年度以降に繰り越されている。</p> <p>滞納保険料について詳細な要因分析を行い、収納額を増やすための有効な対策を策定することが望ましい。</p>	<p>(保健福祉局介護保険課)</p> <p>保険料滞納者への収納対策については、督促状の送付(毎月)、初期滞納者に対して、「料金・税金お知らせセンター」による納付勧奨架電(毎月)、催告状の送付(年4回)、電話催告・文書催告、臨戸訪問(随時又は重点取り組み期間)、支払能力がありながら納付に応じない滞納者への滞納処分など、滞納状況に応じた対策を実施している。</p> <p>滞納保険料については、これまでも</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
	<p>所得段階別、賦課年度別の滞納者数、滞納件数、滞納金額などの要因分析を行ってきた。</p> <p>今回、監査意見を踏まえ、さらに所得段階別の滞納期間や一人当たりの滞納累積金額の分析を行った。</p> <p>今後、これらの要因分析をもとに有効な電話催告、臨戸訪問などにつなげるとともに、市税事務所との連携を図りながら、収納額の増加を図りたい。</p>

サ 空港関連用地整備特別会計

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>分譲用地の貸付について</u></p> <p>港湾整備特別会計における分譲地の貸付に係る仕組みに倣い、賃貸による用地の有効活用を図ることが望ましい。</p>	<p>(港湾空港局空港企画室)</p> <p>引き続き空港関連用地の売却を進めていく。</p> <p>平成23年度以降の未分譲地の貸付については、誘致企業等の要望があれば検討を行う予定。</p>

(2) 外郭団体の運営に関するモニタリング事務について

ア 総論

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>所管局の外郭団体に対するモニタリングについて</u></p> <p>各外郭団体の所管局は、当該団体を指導調整する第一義的な責任を負っている。</p> <p>指導調整の範囲は当該団体の日常業務から予算・決算の審査や法令等への準拠性のチェックなど広範囲に亘っている。</p> <p>したがって、チェックを網羅的、効率的に行うためには職務権限やチェックリストを定めて実施することが望まれる。</p> <p>また、これにより所管局として様々なノウハウの蓄積がなされるとともに、所管局の責任の範囲を明確にすることができるのではないかと考えられる。</p>	<p>(財 政 局 都 市 経 営 戦 略 室)</p> <p>専門家である公認会計士との協議を行い、各団体への指導調整に係る基本的なチェックリストを作成した。</p> <p>6月29日には、所管局職員を対象に、当該チェックリストを活用したモニタリングの手法や具体的な事例等の解説などの研修を開催した。</p> <p>なお、各所管局においては、当該チェックリストをもとに、個々の実情に即し実用化に向けた改良を行い、団体へのチェックリストを活用した指導調整を行うこととしている。</p> <p>上記に加えて、当局において各所管局のチェック結果の集約等を行い、今後の指導調整に活用することにより、市のモニタリング機能の強化を図る。</p>
<p>(イ) <u>都市経営戦略室の外郭団体に対するモニタリングについて</u></p> <p>都市経営戦略室は外郭団体の総括事務を担っているが、所管局に対して一律に詳細な実地指導監督を行うことはない。</p> <p>都市経営戦略室は外郭団体を指導調整するためのチェックリストを一元的に管理することを通じて、所管局や外郭団体に対する総合的な指導調整や、所管局間また外郭団体間の相互調整を図ることが望まれる。</p>	

イ 財団法人国際東アジア研究センター

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>補助金審査記録</u>について 補助金の精算について決裁を行う際に審査を行っている。 しかしながら、何が審査されたか結果に関する記録がない。 例えば、要綱準拠性の検証や記載金額の正確性というような審査項目が考えられるので、一定の審査事項を事前に特定し審査結果を文書に記録することが望ましい。 この場合、これらの一定の重要な審査項目については、審査における網羅性や審査の質を高水準に保つためにも、チェックリストにして記録することが良いのではないかと考える。</p>	<p>(企画文化局国際政策課) 外郭団体の管理運営体制及び経理事務等について網羅的に審査、確認できるチェックリストを整備し、それに基づいた審査を平成21年度決算審査から実施し記録として残した。</p>
<p>(イ) <u>決算指導監督内容</u>の記録について 所管局による決算指導監督においてその方針や結果を記録文書化していない。 所管局の担当者が異動等により替わってもその内容が変わらず、ノウハウを蓄積するためにも指導監督の内容を記録文書化することが望ましい。 例えば、実施すべき指導監督をチェックリストとして整備し、定期的に更新、運用することが考えられる。</p>	
<p>(ウ) <u>中期計画</u>について 計画したい事業内容において、何を我慢して何を実施するのか優先度の選別をより明確にすることが望ましい。</p>	<p>(企画文化局国際政策課) 平成21年度に策定した当財団の中期計画において、重点分野を明確にするとともに、平成22年度はこの計画</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>所管局においても市の関与を見直すことに伴う当該法人の事業内容の推移に対して、行動項目の列挙や目標数値の設定等により具体的な成果達成のモニタリングを行うことが望ましい。</p> <p>また、受託事業の収入比率の目標達成についても同様に、具体的な行動項目を掲げることが時機を逃さない監督に繋がるものと思われる。</p>	<p>に対応した事業選別・予算編成を実施した。</p> <p>さらに、計画実現に向けた実施方法・実施体制も示しており、受託事業収入増加等の目標達成に繋がるものとなっている。</p> <p>具体的評価方法については、計画の中間見直し時に検証する予定。</p>

ウ 財団法人北九州国際交流協会

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>理事会の運営について</u></p> <p>19名の理事の内1名については平成18、19、20年度に開催された合計6回の理事会にすべて委任状を提出している。</p> <p>理事会開催日の調整や、現実的に出席することが期待できる人選などについて、当該団体との協議が望まれる。</p>	<p>(企画文化局国際政策課)</p> <p>指摘対象となった理事については平成21年度第2回目の理事会に出席いただいた。</p> <p>今後の理事会開催においては理事の出席率が上がるように調整を図っていくよう指導を行った。</p>
<p>(イ) <u>監事の業務監査結果報告について</u></p> <p>寄付行為によれば、監事は業務監査を行うこととされている。</p> <p>監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。</p>	<p>(企画文化局国際政策課)</p> <p>平成21年度決算に対する監査において、監事と協議・検討を実施し、報告書に監査の意見を記載した。</p>

エ 北九州市土地開発公社

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>指導、監督のあり方について</u> 北九州市土地開発公社の所管局による指導、監督について、現状を踏まえ望ましい組織体制や業務のあり方等について検討されたい。</p>	<p>(財 政 局 財 産 活 用 推 進 課)</p> <p>これまでは、公認会計士などによる監査を実施していたが、他の団体での不祥事等から、これまで以上に指導監督体制の充実を図るため、下記のとおり実施する。</p> <p>1 実地調査の充実</p> <p>(1) 定期的な実査の実施 決算時を含む年2回程度、所管局の担当係長及び担当者が経理関係書類のチェックを行う。</p> <p>(2) 実査における検査項目を記載したチェックリストの作成 都市経営戦略室と協議のうえ検査項目を設定し、土地開発公社固有の実情に沿った内容のリストを作成する。</p> <p>また、形骸化したものにならないよう、実情に即しているか、定期的に内容の見直しを行う。</p> <p>2 情報公開の推進 これまでは、財務状況概要と経営成績のみをホームページ上で公開していたが、今後は、速やかに詳細な財務諸表等を掲載するよう指導する。</p>

オ 社会福祉法人北九州市福祉事業団

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>預金等有価物の期末実査について</u></p> <p>当該団体の所管局の担当は、期末での現金、預金や有価証券の現物確認、また、預金については銀行の残高証明書との照合を行っているが、実施した事実やその内容が後日に確認できる記録が残されていない。</p> <p>実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。</p>	<p>(保健福祉局総務課)</p> <p>例年実施している決算審査の際に、現預金残高の照合等を行っているが、平成22年5月末の实地審査より、照合時に使用した帳票等のコピーを徴すよう確認作業を見直した。</p>
<p>(イ) <u>通知や依頼の実行確認について</u></p> <p>施設により所管局が分かれていること、及び施設の数が非常に多いことにより、備品管理秘密保持、情報公開等について通知や依頼を出すだけで、指示通りに業務が行われているかどうかの確認が不十分であった。</p> <p>出向職員がいるので管理はできているとの説明を受けたが、出向職員も当該団体の職員であるので、別途所管局のモニタリングが必要である。</p> <p>各施設の管理者から実行したという報告書を上げてもらい、時には抜き打ちでチェックすることが望ましい。</p>	<p>(保健福祉局総務課)</p> <p>例年実施している決算審査の際に、市からの通知や依頼の実行状況をヒアリング等により確認することとし、平成22年5月末の实地審査より見直しを行った。</p>

カ 財団法人北九州勤労青少年福祉公社

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>北九州勤労青少年福祉公社に対する市の関与について</u></p> <p>財団法人北九州勤労青少年福祉公社は市の外郭団体であり、市が51%を出捐している。</p> <p>しかし、当該団体の一つの重要な要素である福岡県立北九州勤労青少年センター(北九州パレス)は、土地建物ともに県の所有であるため、その運営については県の管轄である。</p> <p>このため、現預金の管理面等に対する市の関与の在り方に、不十分な点が見られた。</p> <p>福岡県と北九州市との間で交わされた覚書等を閲覧したが、費用の分担に関して規定しているのみであり、管理運営の実務や責任の範囲に関する記述は見当たらなかった。</p> <p>しかし当該団体の出資割合を見ると、市が51%、県が49%である。</p> <p>また、市は平成20年度において、委託料と補助金(負担金)を合計すると約2億1800万円を支出しており、これは県の負担額の約3倍にあたる。</p> <p>これらの点を考慮すると、法人事務の監督、モニタリングという面において、より主体的に管理監督に関与することが望ましい。</p> <p>既に当該団体は、平成22年度末の廃止が決定されているが、その清算事</p>	<p>(保健福祉局総務課)</p> <p>平成22年4月30日に財団法人北九州勤労青少年福祉公社の経理関係のモニタリングを行っており、管理監督を行った。</p> <p>今後も、より主体的に関与することとしている。</p> <p>また、平成22年度末の廃止に向けての清算関係業務としては、現在職員の処遇等について対応しているところである。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
務に当たっても、従来より主体的に関与し市民への説明義務を全うすることを期待したい。	

キ 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>(ア) <u>理事会の運営について</u> 19名の理事の内2名については平成18、19、20年度に開催された合計8回の理事会にすべて委任状を提出している。 理事会開催日の調整や、より慎重な人選などに関し当該団体との協議が望まれる。</p>	<p>(子ども家庭局男女共同参画推進部) 当該団体と協議の結果、今後は、理事会の開催にあたり、より弾力的な日程調整をすることとした。</p>
<p>(イ) <u>監事の業務監査結果報告について</u> 寄附行為第19条によれば、監事は業務監査を行うこととされている。 監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄附行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。</p>	<p>(子ども家庭局男女共同参画推進部) 監事と協議・検討した結果、平成21年度の事業及び決算に係る監査から、業務監査の結果に基づく意見についても監査報告書へ記載をすることとした。</p>

ク 財団法人北九州国際技術協力協会

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>(ア) <u>監事の業務監査結果報告について</u> 寄付行為によれば、監事は業務監査</p>	<p>(環境局環境国際戦略課) 業務監査の結果に基づく意見の監査</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>を行うこととされている。</p> <p>監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。</p>	<p>報告書への記載を行った。</p>

ケ 財団法人北九州市環境整備協会

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>現金、預金等有価物の期末実査について</u></p> <p>当該団体の担当者、監事ならびに所管局の担当者は、期末での現金や預金通帳の現物確認、また、預金については銀行の残高証明書との照合を行っているが、実施した事実やその内容が後日に確認できる記録が残されていない。</p> <p>実査や確認の実施に当たっては、原本を確認の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(押印、マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが望ましい。</p>	<p>(環境局業務課)</p> <p>平成21年度決算監査から、残高証明書、預金通帳のコピーに日付と監事及び所管局の担当者の照合確認印を押印した調書を作成するように改めた。</p> <p>また、現金と現金出納帳の照合についても、実施後にその確認記録を残すよう改める。</p>
<p>(イ) <u>監事の業務監査結果報告について</u></p> <p>寄付行為によれば、監事は業務監査を行うこととされている。</p> <p>監査結果に基づく意見を監査報告書</p>	<p>(環境局業務課)</p> <p>平成21年度決算分から、業務及び財務に関するチェックリストを用いて確認し、監査報告書には、会計監査に</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。</p>	<p>加えて業務監査についても記載するように改めた。</p>

コ 財団法人北九州産業学術推進機構

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>預金、有価証券等有価物の期末実査について</u></p> <p>当該団体の所管局の担当は、期末での現金、預金や有価証券の現物確認、また、預金については銀行の残高証明書との照合を行っているが、実施した事実やその内容が後日に確認できる記録が残されていない。</p> <p>実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>平成21年度末の現金・預金、有価証券の現物確認の際に、照合作業の形跡(実施者の押印)を紙面に残し、事務手続きの一層の適正化を図った。</p>
<p>(イ) <u>理事会の運営について</u></p> <p>17名の理事の内2名については平成18、19、20年度に開催された合計6回の理事会にすべて代理が出席している。理事会開催日の調整や、より慎重な人選などに関し当該団体との協議が望まれる。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>理事会開催にあたっては、できる限り理事本人が出席できる日程調整を行うよう指導した。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ウ) <u>監事の業務監査結果報告について</u></p> <p>寄附行為によれば、監事は業務監査を行うこととされている。</p> <p>監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄附行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。</p>	<p>(産業経済局新産業振興課)</p> <p>監事は、寄付行為に基づき、会計監査及び業務監査を実施している。</p> <p>今後、監査報告書において、業務監査についても意見を記載するよう、財団法人北九州産業学術推進機構に対して、指導を行った。</p>

サ 北九州市道路公社

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>預金、有価証券等有価物の期末実査について</u></p> <p>当該団体の所管局の担当は、期末での現金、預金や有価証券の現物確認、また、預金については銀行の残高証明書との照合を行っているが、実施した事実やその内容が後日に確認できる記録が残されていない。</p> <p>実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。</p>	<p>(建築都市局都市交通政策課)</p> <p>指摘の調書等は書類案を作成し、それに従って記録を保存することにした。</p>
<p>(イ) <u>監事の業務監査について</u></p> <p>北九州市道路公社定款第7条第3項によれば、監事は業務監査を行うこととされている。</p>	<p>(建築都市局都市交通政策課)</p> <p>今年度から業務監査に基づく意見についても、監事意見書へ記載するよう指導した。</p>

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p>監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、定款では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。</p>	

シ 北九州貨物鉄道施設保有株式会社

監 査 の 結 果（意見）	措 置 状 況
<p><u>（ア）所管局による預金残高の検証について</u></p> <p>所管局では残高証明のコピーを入手し決算書との照合を行っている。</p> <p>検証においては、残高証明書原本を閲覧し、会計帳簿との整合性や実在性を確かめることが望ましい。</p>	<p>（港湾空港局計画課）</p> <p>年4回の取締役会の際の、北九州貨物鉄道施設保有株式会社による所管課への事前説明の機会などに、預貯金に係る残高証明書の原本をチェックし、取締役会資料（計算書類等）との整合性や実在性の確認を行っていくこととする。</p>
<p><u>（イ）所管局によるデリバティブ取引に対するモニタリングについて</u></p> <p>北九州貨物鉄道施設保有株式会社では借入金利の変動リスクを回避するために固定化する円金利スワップ契約を平成14年に取り交わしている。</p> <p>これは企業借入れでのリスク回避（ヘッジ）において一般的に行われるものであり、投機的な利益獲得を目的にするものではない。</p> <p>実際に、当該団体でも金利計算の基礎となる想定元本も借入金の返済に応じて減額させ実需の範囲でデリバティ</p>	<p>（港湾空港局計画課）</p> <p>北九州貨物鉄道施設保有株式会社において、デリバティブ取引を行うにあたってのリスクの適切な把握及び管理を図るため、平成21年12月に「金融商品会計基準に基づくリスクヘッジ管理規程」を定めた。</p> <p>平成22年2月に開催された取締役会の際には、デリバティブ取引に関して、金融取引の専門知識を有する者から各取締役及び所管課に対し、あらためて説明の機会を設けた。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>ブ取引を行っていることが認められる。</p> <p>この点、決算書において適切に開示されているものの、平成14年度以降、「金融商品に関する会計基準」や会社法に沿った取扱いがなされていない。</p> <p>当会計基準によれば、リスクの内容やリスク管理体制等の取引の状況も開示する規定となっており、また、適切な社内の取り組み方針やリスク管理体制等を前提とし会社法に基づいて取締役会等で規定することとされている。</p> <p>これに対し、当該団体では決算書の開示が不十分であるだけでなく、取締役会等でもこれら体制等の取決めが決定されていない。</p> <p>所管局ではデリバティブ取引については取締役会の財務書類によるチェックの他は特段の関与を行っていなかったとのことである。</p> <p>そこで、所管局においてもリスク管理、コンプライアンスの観点から適切な事務がなされるように指導することが望ましい。</p> <p>このことは当該団体が平成21年度の監査委員監査においても指摘されているところであるが、その上でとりわけ、所管局が、同会計基準(40項-2、41項(4))や適用指針(4項(3))は随時改正され開示内容も変わっていることから、適切に対応できるように理解を深めることが望ましい。</p>	<p>それらの対応策により、所管課としても、適切な指導が可能となった。</p> <p>また、同年5月開催の取締役会の際に、その取締役会資料(計算書類の個別注記表)の中に、リスクヘッジ方針等についてあらためて明記し、確認をした。</p> <p>今後も年4回の取締役会などの機会をとらえて、適切な事務処理がなされているか確認していくこととする。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ウ) <u>監査役監査報告書について</u></p> <p>当該団体の平成20年度の監査報告書は会社法適用以前のひな型が使用され、事業報告、計算書類及びそれらの附属明細書の名称が正しくない内容となっている。</p> <p>そのため、所管局としても、監査役の監査や結果についても関心を持って対応することが望ましい。</p>	<p>(港湾空港局計画課)</p> <p>平成22年5月開催の取締役会から、監査報告書については会社法によるひな型を使用しており、監査の内容及び結果について適正に処理されていることを確認している。</p> <p>今後とも、所管局として、監査役の監査や結果についても関心を持って対応していく。</p>

ス 財団法人北九州市学校給食協会

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>(ア) <u>所管局による預金残高の検証について</u></p> <p>所管局は決算時に通帳と会計帳簿との突合等の検証を行っている。</p> <p>しかしながら、財団法人北九州市学校給食協会では金融機関からの残高証明書を入手していないので、決算時は定期的に入手し照合することが望ましい。</p> <p>また、検証の証跡は所管局で記録、保管することが望ましい。</p>	<p>(教育委員会学校保健課)</p> <p>平成21年度決算から残高証明書を入手し照合している。</p> <p>また、決算時の突合等の検証の結果は、学校保健課において、「確認表」などを記録し、保管する。</p>
<p>(イ) <u>会計指導について</u></p> <p>ホームページで開示されている財務諸表が公益法人の会計基準(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会幹事会申合せ)に規定される財産目録や注記を含んでいない。</p> <p>当該基準に基づいた適切な内容の財</p>	<p>(教育委員会学校保健課)</p> <p>新公益法人会計基準等に基づいた財務諸表については、平成21年度決算から作成し、理事会承認後直ちに開示するよう指導している。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>務諸表を適時に開示するように指導することが望ましい。</p> <p>平成21年度からは公益認定制度に対応した表示方法を反映した基準に修正された新公益法人会計基準も適用されること、公益法人会計基準以外にも「公益法人会計基準の運用指針（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会幹事会申合せ）や「公益法人会計における内部管理事項（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会幹事会申合せ）等の規定もあることから、所管局の十分な理解のもと、当該団体が適切に開示できるように会計指導を行うことが望まれる。</p>	
<p>（ウ）<u>理事会の運営について</u></p> <p>理事会の運営に関し、平成18年度と平成19年度それぞれ3回ずつ開催された理事会にすべて委任状出席しているケースが見られた。</p> <p>理事会開催日の調整や、より慎重な人選などについて当該団体との協議が望まれる。</p>	<p>（教育委員会学校保健課）</p> <p>出来る限り理事会に理事が出席できるよう、推薦団体との協議や開催日の調整を行うよう指導した。</p>
<p>（エ）<u>監事の業務監査結果報告について</u></p> <p>寄付行為第11条によれば、監事は業務監査を行うこととされている。</p> <p>監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていないが、適正に業</p>	<p>（教育委員会学校保健課）</p> <p>平成21年度決算から、監事監査報告書の内容を見直し、財産の状況や理事の業務の執行状況の監査を行ったことが分かるように変更するよう指導した。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。</p>	